

◆ やまがたの家需要創出事業（住宅新築支援）

住宅ローンの利子の一部を県が負担することで、通常より低い金利で借入ができます。

※寒河江市住宅建築推進事業補助金と併用できます。

※「やまがたの木」普及・利用促進事業補助金と併用できません。

新築

① 利子補給の対象となる住宅 対象住宅のいずれか1つを満たし、それぞれの基準を全部満たす必要があります

	県産木材の使用割合等 (※1)	その他基準	耐久性基準 ・省エネ基準	利子補給対象の上限	利子補給率	利子補給額	募集戸数
やまがた健康住宅型	50%以上	やまがた健康住宅認証(※3)	○	1,750万円	0.5%	最大70万円	270戸
県産木材多用型	100%以上		○				

【対象住宅及び、対象世帯要件】

共通基準 耐久性基準(劣化対策等級3)及び省エネ基準(断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4)

※1 県産木材の使用について

延べ床面積×0.1㎡×使用割合以上の県産木材を使用する必要があります。

※2 「やまがた健康住宅」について

やまがた健康住宅型を利用する場合、「やまがた健康住宅」の認証を受ける必要があります。

② 利子補給の対象となる住宅ローン

- ・住宅の建設工事費が対象となっているもの(土地購入費等含む)
- ・返済期間が10年以上35年以内のもの又は、「フラット35」・「フラット35」S

③ 利子補給の方法

住宅ローンの契約から10年間、年1回(3月)県から利子補給対象者の口座の方に振り込まれます。

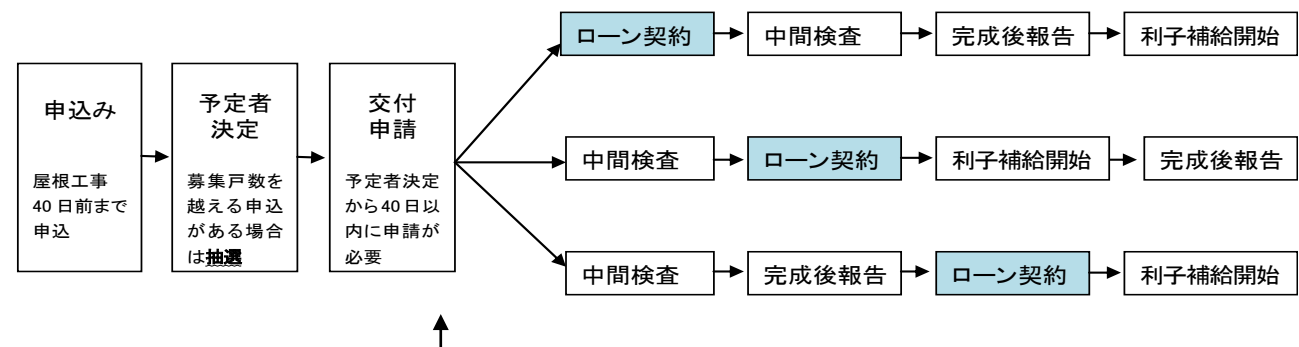
④ 募集方法・受付時間

令和3年4月2日(金)～令和4年2月28日(月)

先着順

$$\text{利子補給額} = \frac{\text{住宅ローンの年末残高}}{\text{借入額に占める利子補給対象額の割合}} \times \text{利子補給率}$$

⑤ 手続の流れ



申込から交付決定まで3週間から1ヶ月程度かかります

※融資の時期により、交付決定後の流れが異なります。

※中間検査は屋根工事完了10日前までに申請が必要。

※ローン契約は交付決定後でなければ契約できません。

「やまがた健康住宅」認証制度とは

ヒートショックによる死亡事故などの防止及び、住宅における冷暖房負荷の更なる低減を目的とするため、県で定めた高断熱高気密住宅の基準に認証する制度です。

定義

○最も寒い時期の就寝前に暖房を切って、翌朝暖房をつける前でも室温が10℃を下回らない断熱性能と気密性能を有する住宅

やまがた健康住宅型で申込みをする場合に、適合させる必要があります。

1. 認証基準の概要

○断熱性能(外皮平均熱貫流率UA値)

3 地域: 0.38W/m²K以下 4 地域: 0.46W/m²K以下 5 地域: 0.48W/m²K以下

○気密性能(隙間相当面積C値)が2 cm³/m²以下

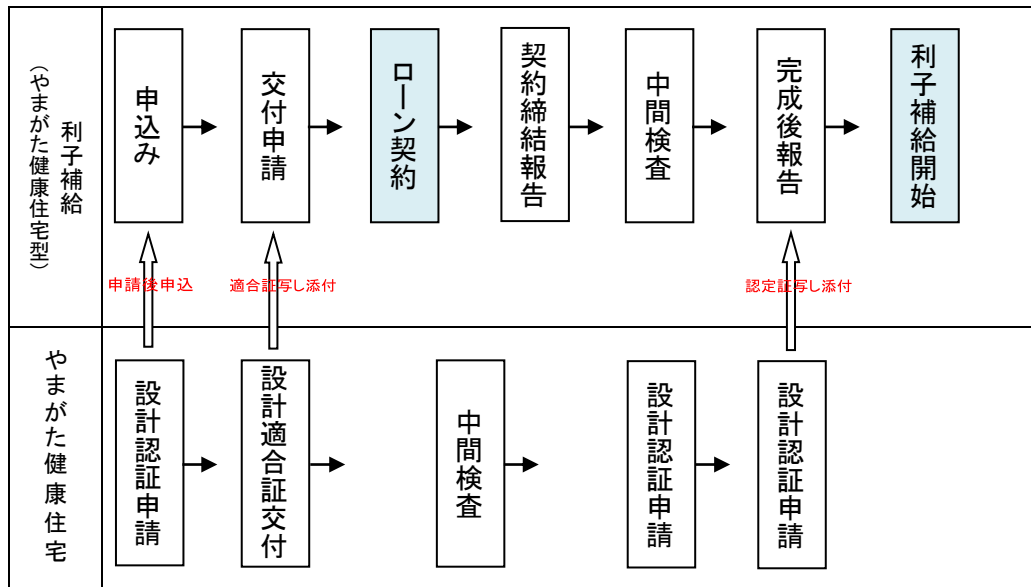
○県産木材の使用割合 50%以上

2. 注意事項

※設計認証申請書の提出後でなければ利子補給の申込みをすることはできません。

※建設認証申請には、気密検査の結果を添付する必要があります。

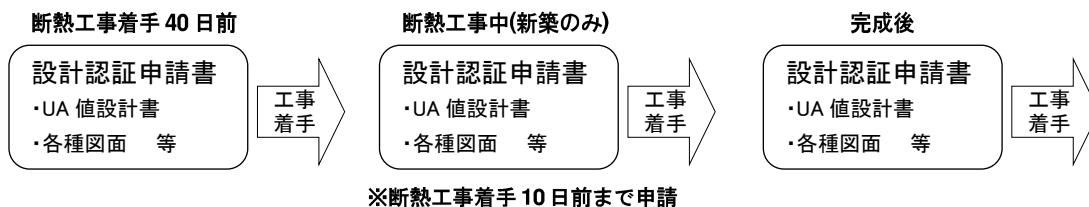
3. 手続の流れ やまがた健康住宅と利子補給



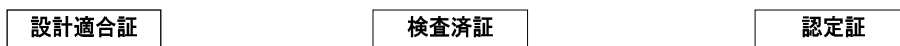
認証手続き

◆申請区分: 設計認証申請・中間検査・建設認証申請の3区分

※申請期間は7日~10日程度



それぞれの審査に合格すると、以下の書類が交付されます。



◆ 暮らそう山形！移住・定住促進事業（中古住宅取得支援）

中古

① 対象住宅の要件

- (1) 令和3年4月1日以降に購入する住宅
- (2) 竣工後2年超又は居住実績がある住宅
- (3) 既存住宅売買瑕疵保険に加入または住宅瑕疵担保責任保険の保険期間中である住宅

② 利子補給率等

世帯要件	県外からの移住世帯 H28年4月1日以降に山形県内に移住した世帯員がいる世帯	申込日において婚姻した日から5年以内である世帯	平成15年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 (出産予定含む)
利子補給対象額 の上限	1,500万円		
利子補給率	0.4%		
利子補給額	最大 約50万円 (上限5万円/年×10年間)		
募集戸数	20戸		

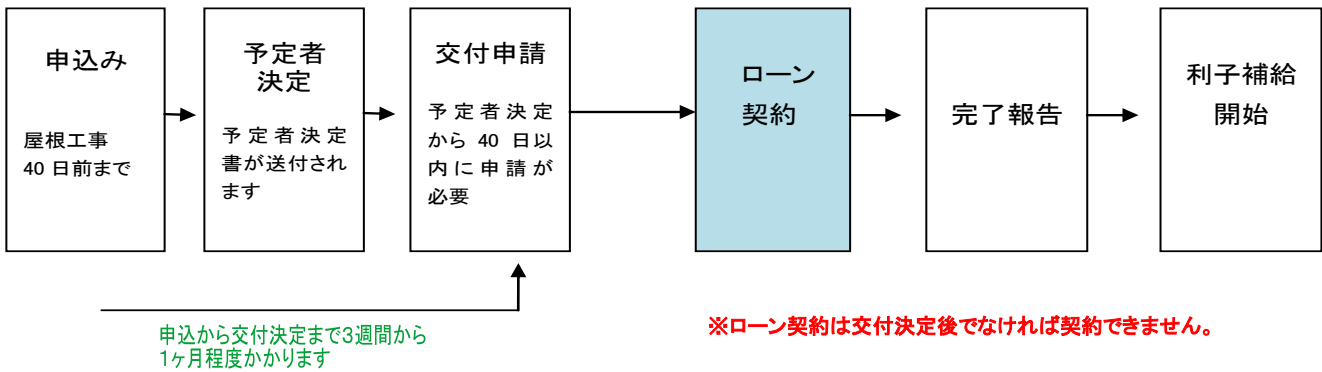
③ 対象となる住宅ローン

- ・住宅の建設工事費が対象となっているもの(土地購入費等含む)
- ・返済期間が10年以上35年以内のもの又は、「フラット35」・「フラット35」S

④ 募集期間

令和3年4月2日(金)から 令和4年2月28日(月)

⑤ 手続の流れ



◆ 中古住宅診断補助事業

既存住宅のインスペクションを行う場合の補助金です。

1. 補助対象者

県内にある中古住宅の売主又は買主(買主は個人に限る、県外業者も可)

2. 補助対象調査

国土交通省「既存住宅状況調査方法基準」に沿った既存住宅状況調査
若しくは、「既存住宅売買瑕疵保険」に加入するための調査 ※令和2年4月1日以降に行った調査

3. 補助金の額

調査費用の1/2(上限3万円) 増額 ①東根市内:3/4(上限4.5万円) ②公社※分譲団地:全額(上限6万円)

※山形県住宅供給公社

4. 申込期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月4日(金)

◆「やまがたの木」普及・利用促進事業補助金

山形県内に自ら居住するため、県産木材を使用して施設を新築する方に対して、補助金ができます。

新築

1. 申請要件

県産木材※¹ を基準値以上※² 使用した新築の民間木造施設等

※¹ やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材(集成材、合板等を含む)をいう。

※² 基準値(m³)は、民間木造施設の場合、延べ床面積(m²) × 0.1(m³/m²) で算出された数量。

2. 補助金額

一般住宅・・・定額 **20万円**

新築民間施設(施主)・・・最大 **40万円**

3. 受付期間

令和3年4月上旬から

※ 受付は先着順となります。(一般住宅 100棟分・民間施設 10棟分)

※山形の家づくり利子補給制度との併用はできません

◆再生可能エネルギー設備導入事業費補助金

再生可能エネルギー設備を新設、増設する方に対して補助金ができます。

補助対象設備および補助金額

補助対象設備の種類及び補助金額又は補助率

**再生可能エネルギー
設備の新設**

区分		設備要件	設置対象	補助率 (上限額)	備考
蓄電池設備		太陽光発電設備 同時導入	住宅用 事業所用	6万円/kwh (30万円又は 補助対象経費の1/3 のいずれか低い額)	・事業完了日から30日以内 書面で申請兼実績報告 ・国内メーカー製品であること
		太陽光発電設備 既存		6万円/kwh (10万円又は 補助対象経費の1/3 のいずれか低い額)	・申請に基づく交付決定後に 蓄電池設置工事に着工 ・国内メーカー製品であること
木質 バイオマス 燃焼機器	ストーブ	補助対象経費 20万円超	住宅用 事業所用 農業施設用	1/2 (10万円)	・薪を燃料とする機器にあっては 承認機構の承認を受けている 又は同等の水準であること
	ボイラー			1/2 (50万円)	
太陽熱利用装置		集熱面積 2㎡以上	住宅用	1/10 (5万円)	
地中熱 利用装置	空調装置	COP3.0以上	住宅用	1/3 (50万円)	
	融雪装置	COP3.0以上 又は同等の水準	住宅用	1/3 (30万円)	
V2H設備		太陽光発電設備が 新設又は既存	住宅用	1/3 (25万円)	

◆受付期間

・令和4年2月末まで